

平成27年度食の安全安心セミナー（大崎会場）開催結果

1 日 時 平成27年12月2日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 宮城県大崎合同庁舎 501会議室

3 内 容

（1）講 演

イ「農産物の安全性について」～野菜や果物を安心して食べるための知識～

講師 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 技術参与 高畑 菜穂子 氏

ロ「食品表示法について」

講師 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 齋藤 啓豪

（2）質疑応答

1 参加者

31名

2 意見交換の主な内容

問1 概ね常時使用する従業員が20名以下の場合、栄養成分表示が省略できるとのことだが、仕事以外にボランティア活動として被災したお年寄りを中心に農産加工品の販売等もおこなっているが、このような場合に栄養成分表示は必要か。

また、インスタ加工した場合に栄養成分表示を省略できるとのことだが、大手企業の工場で製造した加工食品を、工場内の一区画などで販売している場合は、表示を省略することができるという理解でよいか。

答1 概ね常時使用する従業員の考え方については、食品表示法ではなく、中小企業法の小規模企業者の定義に合致するかどうかで判断することになる。少なくとも従業員との雇用契約が大前提になろうかと思う。なお、従業員の数該当しない場合でも、消費税の免税事業者であれば栄養成分表示を省略することができる。

また後段については、インスタ加工に該当すれば栄養成分表示を省略することはできるが、通常工場で製造された食品は、出荷が想定されることから、併設施設であっても栄養成分表示をした上で販売することになるのではないか。なお、インスタ加工に該当すれば、当該店舗のみで販売される商品への表示は省略することができる。（宮城県）

問2 食品安全委員会は勧告権を有しているとのことであったが、具体的な権限の内容を教えてください。

答2 この勧告権というのはあくまで役所同士の話しであるが、たとえば食品安全委員会が全体のリスク評価をした上で、許容一日摂取量をリスク管理機関に答申したにも関わらず、リスク管理機関では一定期間何ら対策を講じなかったというような場合に、期限を付して速やかに措置を講じるよう勧告したり、対策を講じられない理由があれば、その回答を求めることができる相当に強い権限となっている。（食品安全委員会）

問3 食品表示については、3つの法律が統合されたとのことだが、自治体によっては条例で表示ルールを定めているところもあるが、食品表示法施行後も条例は適用されるのか。

2点目は、製造所固有記号は2つ以上の工場がないと使用できないとのことだが、販売者が委託製造する際に、製造側の加工所が1箇所しかない場合は、固有記号が使えなくなるということか。

3点目は、県に栄養成分表示を測定できる機械があるという話を聞いたが、あれば紹介して欲しい。

答3 1点目は自治体JASと呼ばれる制度で、宮城県にはないが他県では制度化しているところがある。自治体JASはあくまで都道府県の条例で定めているものなので、条例が廃止されていなければ食品表示法施行後も適用されることになるが、詳細については該当自治体に確認して頂きたい。

2点目の固有記号については、施行が平成28年4月からとなっており、消費者庁が施行までに通知を出すと伺っているものの、まだ通知が出されておらず見えない部分もあるが、経過措置期間終了後は原則使用できなくなる。

3点目については、県の産業技術総合センターに簡易測定器が設置されており、初回に機材の使用法の講義を受けた後、使用料を払えば使うことができるようである。

問4 スライド41にある表の見方だが、仮に残留農薬が急性参照用量（ARfD）を超えた場合はどのように考えればよいか教えて頂きたい。

答4 急性参照用量を超える以前に、残留基準値を超えた農産物が法規制の対象になる。万が一急性参照用量を超えた農産物を一日のうちに、大量に食べれば病院に行った方がよいと思うが、ただ急性参照用量はネズミで影響があった量の100分の1なので、人体へ何かしらの影響を与えるとは正直考えにくい。一日摂取許容量、急性参照用量を事故で超えた事例はこれまでなく、中国の餃子事件のような犯罪の場合に、健康被害が発生したということはあった。そのため、食品安全委員会では健康影響に影響があるような場合は、必ず健康影響への有無を分かりやすくお伝えすることになっている。（食品安全委員会）

問5 昨日医者に行ったところ逆流性胃炎の薬を処方されたが、「この薬を飲んでいるときは西洋オトギリソウ（セントジョーンズワート）を含有する食品を食べないでください」と注意書きがあったが、どのような食品に含まれているか分からないので教えて欲しい。

答5 薬剤師ではないが回答させて頂くと、薬を飲むときに食品に制限がかかることがある。たとえば、薬の作用が強く出過ぎる場合や薬の作用を打ち消してしまう場合などである。このような薬を処方するときは、医療機関側で薬との併用を避ける食品を示すことになっている。

セントジョーンズワートについては、主にハーブティーに含まれているが、1日にどの程度までなら飲んでもよいかや、うっかり飲んでしまった場合などは、かかりつけの薬剤師に具体的に相談するのがよいと思う。（食品安全委員会）